

かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画 概要版

一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の減量化・資源化や、適正な処理を推進するための基本的な方針を示しています。本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の二つで構成しています。

◆ 計画期間

令和2年3月策定の本計画は令和6年度に中間目標年次を迎えたことに伴い見直しを行うもので、計画期間は令和7年度を初年度とし、計画目標年次を令和11年度に設定します。

◆ 基本理念

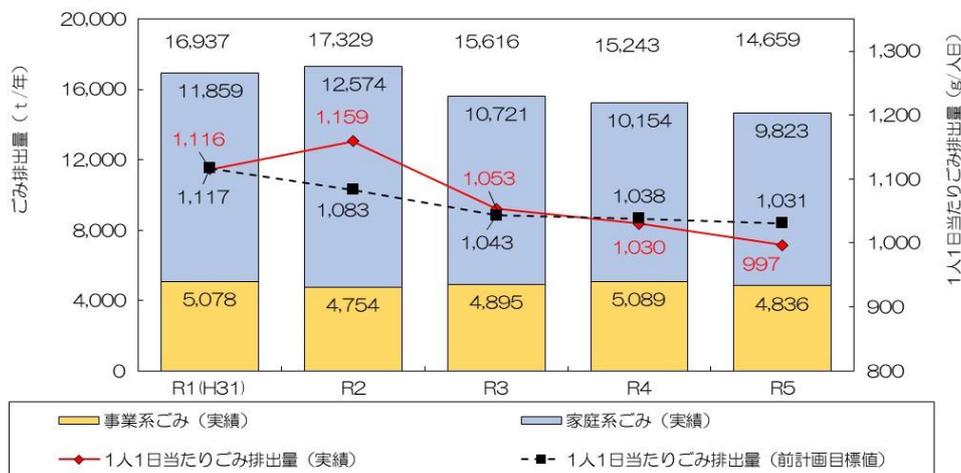
みんなでごみゼロ大作戦！
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～

ごみ処理基本計画

かすみがうら市のごみ処理の現況

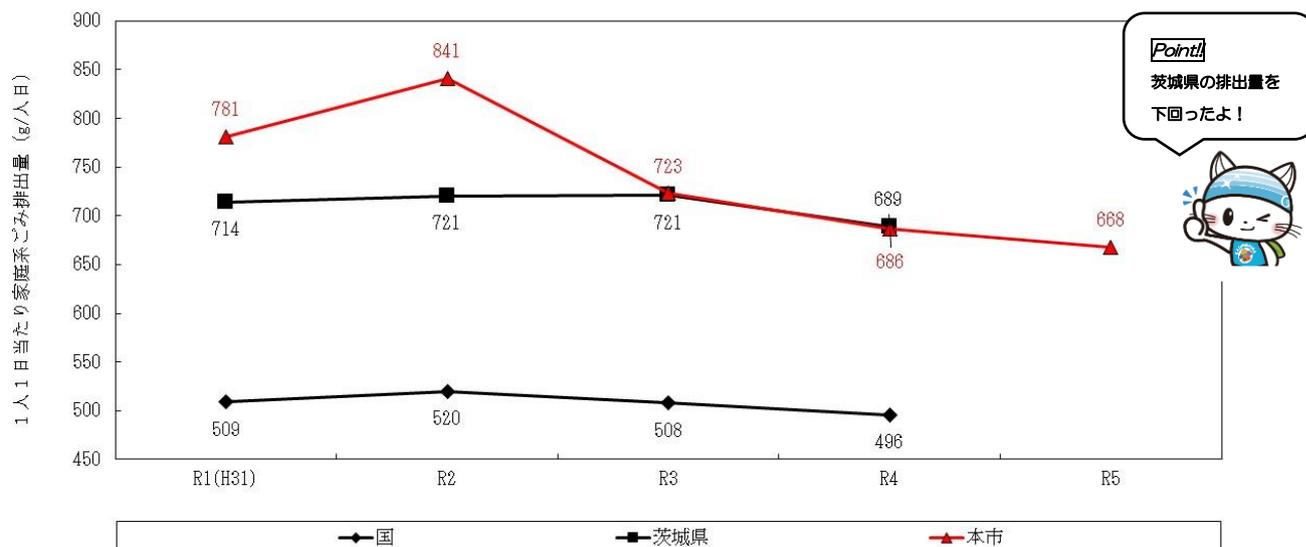
◆ ごみの総排出量の推移

- 家庭系ごみは、令和2年度のコロナ禍には家庭系ごみ排出量が増加し、事業系ごみ排出量が減少しました。
- 令和3年度からごみ処理施設が新治地方広域事務組合「環境クリーンセンター」から霞台厚生施設組合「霞台クリーンセンターみらい」へ移行しました。
- 令和3年度に指定ごみ袋を導入しました。
- 本市の1人1日当たりのごみ排出量（事業系含む）は、計画目標である1,031g/人日をさらに下回る997g/人日と目標を達成しました。

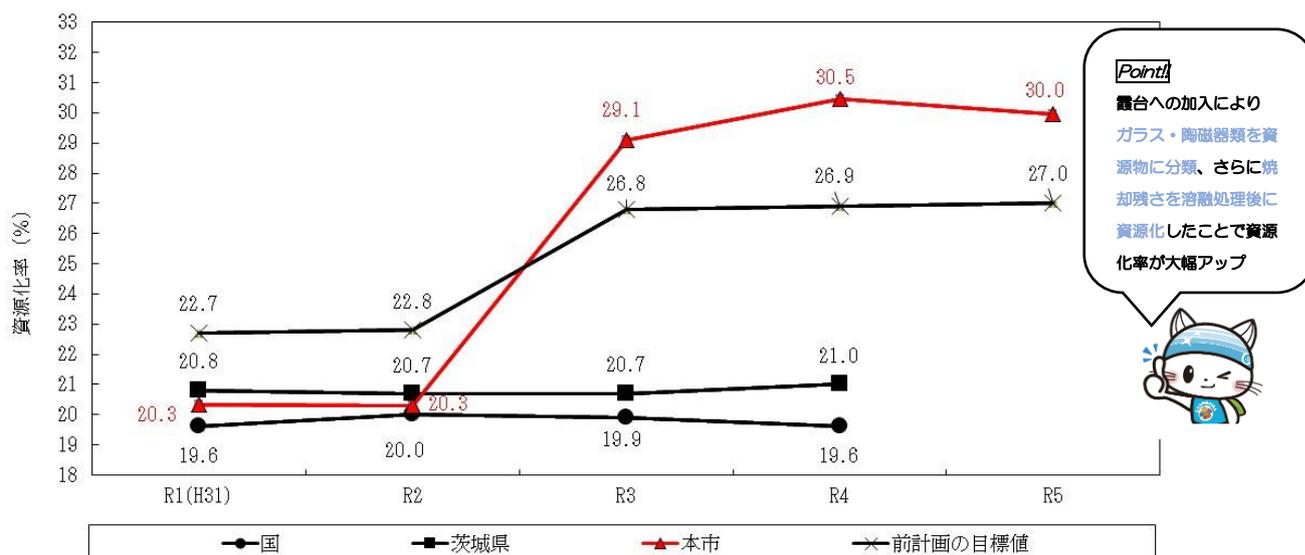


◆ 項目ごとごみ排出量の推移

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



資源化率の推移



◆ 資源化率

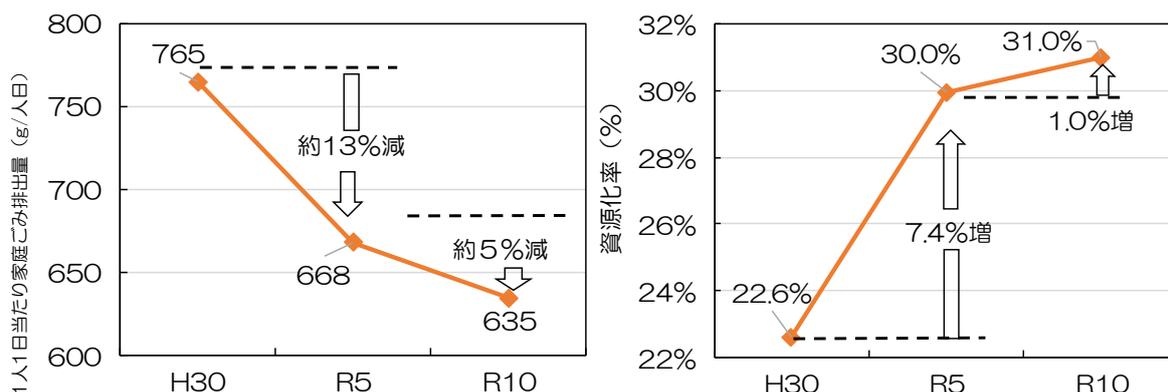
資源化率は、令和3年度に霞台へ加入したことによりガラス・陶磁器類を資源物に分類、さらに焼却残渣を熔融処理後に資源化したことで資源化率が上昇し、令和3年度より前計画目標値達成しています。

資源化率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	20.3%	20.3%	29.1%	30.5%	30.0%
前計画目標値	22.7%	22.8%	26.8%	26.9%	27.0%

ごみ処理基本計画

◆ 目標

- これまで事業系を含んだ1人当たりのごみ排出量を目標値としていたが、市内の事業が活発化すると比例して排出量は増加する関係にあることから、家庭系ごみの1人当たりごみ排出量に限定し、令和5年度実績を基準に、年1%減を目標としました。
- 同時にさらなるごみの資源化（事業系含む）を目標年までに1%増を目標としました。



◆ 推進事業

【主な施策・計画】

【排出抑制】

- 食品ロス対策（継続）
- 生ごみ処理容器等設置事業補助（継続）

【教育・啓発活動の充実】

- ごみ分別出前講座の開催（継続）
- 霞台クリーンセンターみらいの見学（継続）
- 7言語化ごみカレンダーの配布（継続）

【再生利用の推進】

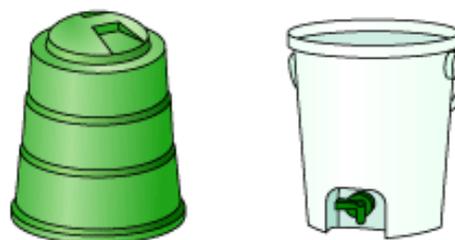
- 資源物回収事業補助（継続）
- 展開検査装置（R6導入）による搬入検査（継続）

【中間処理計画】

- プラスチック製容器の資源化（継続）
- プラスチック製品の資源化検討（新規）
- バイオマス資源の活用検討（新規）

【不法投棄防止対策】

- 環境保全監視員及びエコガーディアンズによる監視の目の強化（継続・一部新規）



生ごみ処理容器



霞台の展開装置を活用した検査

生活排水処理基本計画

生活排水処理の課題の整理

(1) 生活排水処理普及率における課題
・生活排水処理普及率の100%達成に向けた下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の維持と加入促進
(2) 収集・運搬計画の見直し
・浄化槽汚泥量及びし尿発生量の変化に対応した収集・運搬計画の検討
(3) 主要河川の水質における課題
・河川（一の瀬川、菱木川、恋瀬川）の水質管理
・生活排水処理施設及びし尿処理施設の適正処理の確認
・市民に対する啓発

生活排水処理計画

◆ 基本理念

快適な水環境を創造するまち ～ふるさとの豊かな水環境を目指して～

◆ 目標

実績（令和2年度）		中間目標年次（令和6年度）		計画目標年次（令和11年度）	
生活排水処理普及率	92.7%	生活排水処理普及率	94.4%	生活排水処理普及率	96.9%

◆ 基本方針

基本方針 1：市民・事業者・行政の役割分担による生活排水の適正処理の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識するとともに、下水道、合併浄化槽への接続の重要性を周知し、生活排水の適正処理に努めます。

基本方針 2：水環境の向上のための普及啓発活動の推進

豊かな水環境の創出のため、家庭及び事業所で使用している単独浄化槽、くみ取りからの下水道接続、合併浄化槽への転換・新設に関する普及啓発活動等を行います。また、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外では生活排水処理普及率拡大のため、合併処理浄化槽の普及拡大を目指すとともに、浄化槽設置者への適正管理に関する呼びかけ等を行い、維持管理水準の向上を目指します。

基本方針 3：安定したし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理処分体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。また、量的、質的变化に対応した整備を実施し、安定的な処理を行います。